

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 令和5年8月23日から令和5年11月8日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B16021、B18014、050482	

2 福祉サービス事業者情報（令和5年9月現在）

事業所名： 児童発達支援センター 蓮の音こども園	種別： 児童発達支援		
代表者氏名： 会長 横内 浄真 施設長等氏名： 園長 土屋 裕子	定員（利用人数）： 30名(40名)		
設置主体： 社会福祉法人 上田明照会 経営主体： 社会福祉法人 上田明照会	開設（指定）年月日： 昭和34年9月1日		
所在地： 〒386-0012 長野県上田市中央5-9-29			
電話番号： 0268-25-3334	FAX番号： 0268-75-5844		
電子メールアドレス： —			
ホームページアドレス： https:// ueda-meishoukai. or. jp/hasunone/			
職員数	職種(専門職の名称)	常勤	非常勤
	園長	1人	-
	児童発達支援管理責任者	1人	-
	保育士	7人	5人
	児童指導員	5人	3人
	看護師	1人	-
	管理栄養士	1人	-
	調理員	-	3人
	作業療法士	1人	-
	その他	-	2人
合計	17人	13人	

3 理念・基本方針

○社会福祉法人上田明照会基本理念

設立理念である「浄仏国土・成就衆生(社会環境の浄化と円満な人格形成)」の実現を図り地域における福祉社会の形成とその発展に役立つことを期する。

○社会福祉法人上田明照会運営方針

基本方針をふまえ、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、また社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じて地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として運営する。

○社会福祉法人上田明照会職員の六つの心得(六波羅密)

布施^{ふせ}・・・思いやりの心 常に相手の立場に立つ

自戒^{じかい}・・・すべてのルールを守る

忍辱^{にんにく}・・・ストレスを抑え 「和」を尊重する

精進^{しょうじん}・・・常に追求し 充実した一日の中で「喜び働く」

禅定^{ぜんじょう}・・・ゆとりのある心を保ち 冷静沈着な行動を

智慧^{ちえ}・・・利用者の真の要求を見極める力を養う

○児童発達支援センター蓮の音こども園の運営方針

上田明照会設立の基本理念及び運営方針をふまえ次の点に力を入れる。

1. 障がいの早期発見と早期発達支援の提供
2. 家庭支援の充実
3. 地域との連携及び支援の強化
4. 甘露保育園との日常的な関わり

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

児童発達支援センター蓮の音こども園は社会福祉法人上田明照会により運営されている。上田明照会は8事業所16福祉サービス(令和5年9月1日現在)を上田市及び坂城町で展開しており、当センターでは児童発達支援、保育所等訪問支援、指定障害児相談支援、指定特定相談支援という4つの障がい児支援サービスを提供している。

当支援センターの開設は昭和34年9月の精神薄弱児通園施設「宝池園」としての開園まで遡ることができ、現在、児童福祉法に従い児童発達支援センターとして運営している。平成30年4月に現在の新園舎が竣工したことから、若い事業所のように思われるが、その沿革を見ると幾多の変遷を経ており、併設の甘露保育園と共に地域に根差した64年余の歳月に歴史の重みを感じられる。

当センターの運営母体である社会福祉法人上田明照会は現在、成人の障がい関係施設(施設入所、生活介護、短期入所、共同生活援助)及び児童福祉関係施設(指定障害児通所支援施設、保育所等訪問支援、指定障害児相談支援、指定特定相談支援、保育所)を運営しており、ライフステージに応じた一生サポートできる生涯支援を目指し、当事業所もそのうちの児童管理事業部に属し、上田市を中心とした近隣市町村から障がいのある子どもを受け入れ、支援に当たっては、障がいの種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、また、子ども本人の最善の利益を考慮し、多機能型のサービスをフルに駆使し、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図っている。

当支援センターのある上田市中心五丁目地区は上田駅の東北東に位置し、旧北国街道に沿っており、旧町名は城下町ならではの鍛冶町、馬場町、房山町等といい、古い町並みの面影を残しつつ、現在は住宅やマンションなども立ち並んでいる。鍛冶町の人口は350人(令和5年10月1日現在)とされているが、昼間の人口は勤務場所の関係からその数を大幅に上回るものと思われる。地区内には寺院が多く見られ、当園の西隣もお寺で、また、徒歩数分の範囲に長野県上田合同庁舎、上田市健康プラザ、上田市図書館、上田市文化センター等があり文教地区ともなっている。また、東端を国道18号線が通り、そのロードサイドには全国チェーン店が軒を連ねている。

当支援センターの64年に及ぶ運営の間に子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、この数年の新型コロナ禍も踏まえ、課題が一層複雑化しているといわれている。平成6(1994)年には、国連「児童の権利に関する条約」が批准され、さらに近年においては、児童虐待や、少子化の一層の進行といった新たな課題に対応すべく「次世代育成支援対策推進法」(平成15(2017)年法制化)や「児童虐待防止法」(平成12(2000)年法制化)などの新しい施策が創設されている。そうした中、平成28(2016)年には児童福祉法が大きく改正され、すべての子どもが、福祉が等しく保障される権利の主体であることを基本理念として、改めて明記された。そして、国民は、子どもが良好な環境のなかで生まれ、社会のあらゆる分野において、年齢や発達の程度に応じて、そ

の意見が尊重されるなど、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとしている。そのうえで、国や地方自治体は、保護者とともに子どもの心身の健やかな育成に責任を負うとしている。

子どもの福祉を推進するためには、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点から施策を充実させるとともに、社会参加や地域づくりを進めていくことも重要で、行政機関や児童福祉施設、民生委員・児童委員、学校などの関係者はもちろんのこと、地域住民やさまざまな関係者が参加し、協働することが求められている。

当支援センターは多様な障がい特性に応じた療育の専門性を有し、障がいのある子どもを育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っており、相談と療育の一体的な支援をより身近な地域で提供できるよう、現在、4つの障がい児支援サービスを提供している。

そのうちの児童発達支援の方針として発達に課題を持つ就学前の子どもが日常生活における基本的動作を習得し、また、集団の中に入っていく力を身につけ、自立の促進を図ることができるよう、児童福祉法に基づいた「児童発達支援」を個々の発達に応じた支援の提供に努めるとしている。また、当センターは「福祉型」として、医療的ケア児や身体障がい児を含む40名の児童が利用している。

また、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の方針では障がいを持つ子どもや保護者の選択に基づき、適切な障がい児通所支援等が、多様な事業者から、また、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して相談を受け付けるとしている。

更に、保育所等訪問支援の方針として、法人の基本理念、及び蓮の音こども園の運営方針をふまえ、利用児が集団生活に適応することができるよう身体及び気持ちの状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に支援を提供するとし、また、地域及び家庭との結びつきを重視し、県・市町村・その他福祉サービスを提供するものとの密な連携に努めるとしている。

当園は法人の基本理念に沿い令和5年度の事業計画の「園児の療育(重点目標)」に「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域生活支援」の3つを掲げ、児童発達支援センターとして障害のある子どもの一人ひとりのニーズに対し、支援ごとのねらいを達成するために、それに必要な支援内容を具体的に提供しながら、総合的に支援を行っている。特に、「本人支援」として障害のある子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域を関連づけ、障害のある子どもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるように取り組んでいる。

児童発達支援センター等による発達支援は、子どもや保護者への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものであると言われている。当園ではこのため、専門的なアセスメントを深め、潜在的なニーズの顕在化にもつなげ、他の支援機関との双方向のやり取りで連携している。障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、障がいのない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障することに重きをおき、併設の甘露保育園と連携し支援体制を整備している。加えて、専門的な知識・技術に基づく障がいのある子どもをバックアップする後方支援として保育所等訪問支援を位置づけ積極的に推進し、子育て支援における地域の育ちの場においても、障がいのある子どもの支援に協力できるように体制を整えている。法人として、近い将来、本部の入る建物の建替えに着手しようとしており、障がいを持つ子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図り、切れ目の無い一貫した支援体制を構築しようとしている。

5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	2回目(平成17年度)
---------------	-------------

6 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

◇特に良いと思う点
1)子どもの尊厳や権利を守るための取り組みと自立に向けた支援 利用者を尊重するサービスの基本姿勢については法人の基本理念、運営方針などに明記されており、職員はこの基本理念・運営方針を常に意識し、また大切に支援に当たっている。

職員の行動規範ともいべき「職員の六つの心得(六波羅密)」でも「布施・・・思いやりの心常に相手の立場に立つ」と規定づけ、また、「法人としての行動規範」「職員としての行動規範」「利用者(児)に対する行動規範」「より良い法人にするための行動規範」等には、利用者を尊重した支援の内容が示され、職員が共通の理解を持つための基盤となっている。

当園として子どもの尊厳と人権を守るため、権利擁護、虐待研修を定期的実施している。子どもを尊重した福祉サービス提供が実施されているかどうか、「児童発達支援ガイドライン」に沿って自己評価を毎年度実施し、振り返りを行っている。

また、特に、障害のある子どもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを職員は十分理解し、子どもの意向の把握に努めるようにし、障がいの特性や個別のニーズに対応した環境を整え、専門職員を配置しつつ子ども本人の最善の利益を考慮した個別支援を行っている。

当園では面談票(一時アセスメント票)を基に、一人ひとりの心身の状況、生活能力などを細かくアセスメントし、また、自律・自立に向けての配慮をし、日常生活の基本動作、知識を習得できるよう個別支援計画を作成し、支援に当たっている。支援計画は前期と後期2回見直しを行い、短期目標・長期目標を定め、スモールステップから取り組み、好きなこと、強みを生かす支援を大切に、身辺自立については段階的に支援を減らし褒めながら導き、自分でできたことへの成功体験ができるように配慮している。加えて、障がいのある子どもを育てる家族に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行っており、家族の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら、子どもの発達支援に沿った支援を行っている。

児童福祉法では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定づけられており、当園では一人ひとりの子どもの思いが尊重され、その最善の利益を優先して、心身ともに健やかに暮らし、将来に向けての自律、自立を目指した支援に取り組んでいる。

2) 地域社会への参加とインクルージョンの推進

地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮障害者権利条約では、障がいを理由とするあらゆる差別(「合理的配慮」の不提供を含む。)の禁止や障害者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の促進等が定められており、障害のある子どもの支援に当たっては、子ども一人ひとりの障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。また、地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の考え方に立ち、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるようにしていくことが必要であるともいわれている。

法人には成人の障がい者施設の設定に際し「共生(ともいき)」というキーワードを使用しており、近年、「環境問題が注目されるようになり『自然との共生』『地域との共生』等の様々な共生があるが、本来の今この時の中で『共に生きる』の協調であるとし、今生きている私たちの命はご先祖様に繋いでいただいているのと同時に子や孫に繋げていく命でもある。一人の命であって一人の命ではなく、過去から未来へ繋がっていく多くの命とともに生かされている」としている。

当法人の理念や運営法人には「地域との共生」という考えが根底に流れているように思われる。地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指すものであるとされ、法人全体で取り組んでいるように感じられる。

法人の運営方針に「地域の福祉向上に貢献すること」を掲げ、また、当園の運営指針の一つにも「地域生活支援」を上げ、各市町村の関係機関と連絡調整を行い、在宅乳幼児に対する外来教室「のびのび教室」の開催、保育所等訪問支援事業等の実践を通して地域に貢献しようとしている。また、今年度の当園の三つの重点目標の一つとしても「地域生活支援」として上げ、保育所等、支援を必要とする子どもが地域で適切な支援を受けられるように、当園で完結するだけでなく地域に出向いて、利用者本位の支援を進めている。

この数年、新型コロナ禍で自粛ぎみとなっているが、平常時に戻りつつある現在、児童発達支援に関わる音楽療法のボランティアや併設する「おもちゃ図書館」のボランティアなどの支援を受け、地域子ども達とふれあう機会も設けている。また、法人の生活介護事業所のカフェで開催される「ももたろう展」で子どもたちの作品を地域の人々に見ていただいている。コロナ禍で機会は減っていたが、市内のライオンズクラブとの交流会も定期的に行っている。更に、併設されている甘露保育園との交流の場を普段から設け、集団での活動、個別支援を効果的に行い、ルールや生活や楽しさを学んでいる。

当園では障がいのある子どもへの支援に当たって、保育園、幼稚園、小学校と連携し、特に、併設の甘露保育園とのクラス交流を年間で組み、また、朝の体操や自由遊びなどの自由交流にも努めている。更に、一人ひとりの発育に応じた発達支援も行い、保護者の意向を把握し、移行先と連携しつつ支援についての共通理解を図り、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っている。

3) 「食」への取り組みとその充実

「毎日の給食が食育である」との園の方針から自園で調理し、法人の委員会活動として保健・給食委員会を設け、管理栄養士による献立作成やカロリー計算など、栄養マネジメントも徹底し、食事を美味しく食べられるよう、また、地産地消による安全・安心な食の提供を行っている。

平成17年に制定された食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけている。「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とし、私たちの心も身体も「食」の上に成り立っていると説いている。また、目的に国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、「食育」を総合的、計画的に推進することを掲げている。

当園では一人ひとりの希望や好みを把握し、また、クラスごとの希望献立なども立て、楽しく食事できるように工夫し、食べられた喜びに繋げている。発達状況、食べる力、咀嚼嚥下機能など、一人ひとりの障がいに応じ、アレルギー除去食、離乳食、特別食、ペースト食、胃ろう等の対応など、栄養士、保育士、医療機関や訓練士と連携して提供している。また、配膳はクラスで行い個人の食の進み具合を把握し、職員が調整し無理せず楽しく食べられるよう配慮している。そのうちのアレルギー除去食は医師の指示書を基に、保護者が毎週献立表を確認し、調理も別に行い、トレーを分けて配膳し、間違いのないように注意を払い提供している。

野菜の栽培(ラディッシュ、キュウリ、トマト)・収穫、野菜の皮むき(トウモロコシ、玉ねぎ等)などを体験し、食材の話調理員から聞くなど、食への興味関心が持て、園内で調理した主食(炊き立てご飯)副食を美味しく楽しく、落ち着いた場所で食べられるようにしている。栄養士と相談して主食をごはんからパンにするなどの工夫も行っている。保護者には毎月の献立表、食育だよりを配布し、玄関でその日の献立内容がわかるように提示し理解を図っている。

私たちの食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化してきているといわれている。その中で食を大切にする心や優れた食文化が失われつつあるのではないかともいわれている。また、栄養バランスの崩れや不規則な食事の増加、正しい知識を持たない人の増加といった様々な問題が生じており、健全な食生活を取り戻していくことが必要ではないかとの意見も聞かれている。当園では子どもが食に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるように家族とも日々連携を取り、「食育」に取り組んでいる。

4) 円滑な職員間のコミュニケーション

当園の大きな特徴として、人間関係が良好で雰囲気良く風通しが良いことが挙げられる。また、法人の理念の「浄仏国土・成就衆生(社会環境の浄化と円満な人格形成)」「職員の六つの心得(六波羅密)」「職員としての行動規範」などを基にした、「明るさ」「元気さ」「素直さ」が職員から感じられた。管理者は当園の事業全般の運営管理を行いつつ対外関係も兼務し現場重視ということ大切にしていることから、各職員もやり甲斐を持って当園の運営方針や今年度の重点目標の具現化に努めていることが窺えた。

法人として目標管理制度が導入されており、目標管理シートの作成に当たり取り組みやすい課題を抽出し、園長や主査からも助言を行い、目標項目、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。また、当園として「業務分掌」や「係の仕事」という業務マニュアルを定め、それによりそれぞれの業務分担に応じた「基本的業務」「果たすべき役割」等が定められていることから、職員一人ひとりの職務や経験、スキルに応じて具体的な目標を設定することができ、期初の目標設定時の面接での確認や中間面接での進捗状況の振り返りなども行われ、園長等から適切な助言や指導を受け次に繋げることができている。

当園では職員に向けて毎年度期初に全体会が開かれ、「発達支援・運営計画書」の内容が説明され、当園としての「運営方針」や各種マニュアルなどとして方向性が具体的に示されている。職員自らの目標管理シートにも「発達支援・運営計画書」の主旨を取り込み、原則年2回の面談により意見を聴取し、その後も随時目を通し振り返りと実践に努めている。

更に、職員会議、クラス会議、リーダー会議、パート職員会議などで職員間の情報共有、支援の検討、対応の仕方等を話し合い、子どもの状態を共有し、支援の向上に努めている。更に、必要な支援会議やケース会議等を経て、目標や支援状況がニーズや現状の身体状況等に適している

かどうかを定期的に評価し見直しを行っている。支援計画の作成・モニタリング・変更の結果、支援についての日々の記録については、園長や児童発達支援管理責任者が職員から報告を受け、必要な指示や指導をしている。加えて、支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションが虐待の防止や早期発見にも繋がるものであることを認識し、適切な支援を提供している。

当園では、職員同士での情報共有を図ることが子どもへの支援の質の向上に有用であることを職員が理解しており、職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化を図っている。

◇改善する必要があると思う点

1) 中・長期計画の策定

法人の理事会が開かれ、また、評議員会も開催され方向性が決定されているが、法人の中・長期計画として明文化されたものを確認することができなかった。当園としての中・長期計画についても同様であった。

法人の令和5年度の事業計画②の重点事項には、法人内の施設の建て替え、人材育成と職場環境の整備、ICTの研究と活用に向けての取組みなどが上げられており、中期的な取り組みとして進めようとしていることが窺えるが、残念ながら中・長期計画として文書化されたものとは言い難いと思われる。

単年度から中・長期にわたる目標や行動計画など、法人としての方向性が明確にされることで、取り巻く経営環境の変化や新たな経営課題が発生した際に、計画に基づいた意思決定により、スムーズな対応が可能になるといわれ、また、職員にとっても、法人や施設・事業所の進む先が理解でき、法人への信頼性や業務の発展性につながるともいわれている。更に、事業を継続、発展させる営みとして中・長期計画を策定、実施することで、法人内だけでなく、社会や国民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を果たし、社会福祉法人への信頼を得ることもつながるともいわれている。

今後、法人が運営する児童発達支援事業や障害者支援事業などについてそれぞれの事業として変化するニーズや福祉施策の動向を踏まえ、法人や事業部、施設、事業所の進むべき方向性を「中・長期事業経営収支見込」等の数値目標とともに明らかにされ、地域ニーズに基づいた福祉サービスの実施といったことも含め、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を定めた「中・長期計画(3～5年程度)」の作成に努められることを期待したい。

2) 職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり

法人として目標管理制度が導入されており、また、法人の事業計画にも「人材育成と職場環境の整備(財産としての人材と考える)」として「組織特性に応じた人材育成体系の充実を図る」と掲げ、採用や「その他」についても明記し、それらに基づき取り組んでいる。目標管理制度の中で、上位者と面談する機会もあり職員の意向・意見なども集約されている。

法人の理念を基に、求める人材像や教育方針が職員全体に理解されたうえで、職員が自ら将来像を描き、段階的に目標を設定するためのツールが必要ではないかといわれている。職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス(昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会(研修等)等)の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションが重要であるともいわれている。また、キャリアパスは各法人が自らの職員の確保・定着を図ることを目的に、職員一人ひとりが「やる気と誇り」を持って働くことができる職場づくりを行うためのものであるともいわれている。

今後、目標管理制度と処遇との連動や職員自ら将来を描くことができるようなキャリアパスの「求められる能力・機能」について更に具体的に明示され、モチベーションアップに繋がっていくことを期待したい。

7 事業評価の結果(詳細)と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理並びに評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施(別添1)、内容評価項目のA-1利用者の尊重と権利擁護、A-2生活支援(別添2)

8 利用者調査の結果

アンケート方式の場合（別添3-1）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（令和 5年 11月 4日）

この度は、第三者評価受審にあたり、コスモプランニング様には大変お世話になりありがとうございました。当初は不安もありましたが、前回の受審からの御縁をいただき、年月は経っていましたが、当法人のことを深くご記憶いただいておりますこと、大変心強く、安心して評価を受けることができました。誠にありがとうございました。

評価を進めていく中で、たくさんの評価項目に対しての取り組みを振り返りながら、毎年実施している自己評価では気づけなかった現状が多くあることや、改めて組織としての使命の大きさを感じました。

着眼点からのコメントを具体的にお示しいただいたことで、できている点や課題を明確にすることができました。多様な子どもたちと関わる中で、迷いながらも職員間のコミュニケーションや連携を取りながら協働してきたことを評価していただき、更には、温かい励ましの言葉は職員一同、大変嬉しく大きな励みとなりました。そして、支援に対する職員の思いや、多職種との連携、関係機関の皆様に支えられて成り立っていることも実感いたしました。また、具体的に示された課題につきましては、今後、地域のニーズに基づく具体的な福祉サービスの提供や、職員の働きやすい職場づくり、将来への見通しがもてる体制整備等を進めてまいります。

今回、受審を受ける中で、改めて当法人の設立の経緯や理念が、浄土宗の教えを基に継承され、その歴史の深さを感じました。慈愛に満ちた思いを忘れず、謙虚に、これからも子どもたちが自分らしく、楽しく、この恵まれた環境の中でともに育ちあえるよう取り組ませていただきたいと思います。

最後になりましたが、保護者の皆様には、お忙しい中アンケートにご協力をいただきありがとうございました。これからも、支援の質の向上に向けて安心・安全な運営を進めてまいります。また、コスモプランニング様には、丁寧な評価、ご教示をいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。